

吸収分割に係る事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面)



2024 年 1 月 10 日

岡三証券株式会社

2024年1月10日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都中央区日本橋一丁目17番6号

岡三証券株式会社

取締役社長 池田 嘉宏

当社は、2023年12月22日付で、住信SBIネット銀行株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、吸収分割会社の経営する事業のうち、株式会社東京金融取引所における取引所為替証拠金取引（くりっく365）の取引参加者としての事業（以下「本事業」といいます。）に関して吸収分割会社が有する権利義務の一部を当社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことといたします。

本吸収分割に関して会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条により開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1「吸収分割契約書」のとおりです。

2. 本吸収分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第1号）

本吸収分割に際して、当社は吸収分割会社に対して、承継する権利義務に代わる対価として、金40,800,000円を交付する予定です。当該対価は、本事業の将来の見通し、本吸収分割により承継される権利義務の内容、承継に伴う費用等を総合的に勘案し、当社及び吸収分割会社間における協議を経て決定されたものであり、相当であると判断しております。

3. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第192条第4号）

(1) 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2「事業報告及び計算書類」のとおりです。

(2) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第 192 条第 6 号）

当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 192 条第 7 号）

貸借対照表における当社の 2023 年 3 月 31 日現在の資産の額は 7,065 億 79 百万円、負債の額は 6,331 億 91 百万円、純資産の額は 733 億 88 百万円であり、これらの額に重大な変動は生じておりません。

また、本吸収分割の効力発生日までに当社の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておらず、本吸収分割後においても、当社の資産は負債の額を上回る見込みです。

本吸収分割により当社には分割差損が生じることが見込まれておりますが、以上の点並びに当社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、当社の負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断いたします。

以 上



吸収分割契約書

住信SBIネット銀行株式会社（以下「甲」という。）と岡三証券株式会社（以下「乙」という。）は、第1条において定義する事業に関して有する権利義務の一部を、甲が乙に承継させる吸収分割（以下「本分割」という。）を行うことに関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約に従い、会社法第2条第29号に定める吸収分割の方法により、効力発生日（第6条に定める。以下同じ。）において、その経営する事業のうち、株式会社東京金融取引所（以下「東京金融取引所」という。）における取引所為替証拠金取引（くりっく365）の取引参加者としての事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務の一部を、乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

本分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び本店の所在地は、次の各号に定めるとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商号：住信SBIネット銀行株式会社
本店所在地：東京都港区六本木一丁目6番1号

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商号：岡三証券株式会社
本店所在地：東京都中央区日本橋一丁目17番6号

第3条（本分割により承継する権利義務）

- 1 甲が本分割により乙に承継させる資産、負債、契約その他の権利義務（以下「分割承継権利義務」という。）は、別紙に記載するとおりとする。
- 2 乙が本分割により前項の定めに従って甲から承継する債務は、乙が免責的にこれを引き受ける。
- 3 乙は、本分割に際して、本事業に従事する甲の従業員との雇用契約を承継しない。但し、本事業に主として従事する従業員が、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第4条第1項に基づき甲に異議を申し出た場合は、この限りでない。
- 4 乙は、本分割に際して、甲が本事業のために保有又は利用するシステムに係る契約関係（甲が株式会社トレードビジョンとの間で締結している2016年7月28日付アウトソーシング・サービス基本契約書及び同基本契約書の内容を変更する覚書等に係る契約関係を含むが、これに限られない。）を承継しない。

5 甲は、乙に対し、本分割の効力が発生した後速やかに、効力発生日の前日における甲の本事業に関する貸借対照表を提出する。

第4条（本分割に際して交付する対価）

乙は、本分割に際し、効力発生日において、甲に対し、分割承継権利義務に代えて、会社法第758条第4号に定める金銭等（以下「本件分割交付金」という。）として、金4080万円を別途甲が指定する銀行口座に振込送金の方法により支払うものとする。なお、振込送金に要する手数料は乙が負担する。但し、第6条に定める効力発生日までの間に、別紙「承継権利義務明細表」（1）の「本件顧客」、同（2）の預り証拠金残高のいずれか一方又は双方が本契約締結日から3割以上増加又は減少した場合は、甲乙協議の上、本件分割交付金を増額又は減額する。

第5条（乙の資本金及び準備金の額）

本分割により、乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は変動しない。

第6条（効力発生日）

本分割の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2024年4月1日とする。但し、本分割の事務上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（吸収分割契約承認総会）

1 甲は、会社法第784条第2項の規定により、本契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく、本分割を行う。但し、甲において、本分割に関して甲の株主総会決議による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、株主総会を開催して本契約の承認及び本分割に必要なその他の事項に関する決議を得るものとする。

2 乙は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）による本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する決議を得るものとする。

第8条（競業禁止）

甲は、乙が承継する本事業について、会社法第21条に基づく競業禁止義務を負わないものとする。

第9条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、本契約の履行に必要な法的手続を完了しなかった場合、又は本分割に必要なとされる関係官庁の承認が得られなかった場合には、その効力を失う。

第10条（契約上の地位の移転）

甲及び乙は、相手方当事者の書面による事前の同意を得ることなく、本契約上の地位及び権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡、移転又は承継し、その他の処分を行い、又は引き受けさせることができないものとする。

第11条（分割条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたときは、協議の上、合意により本契約に定める条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第12条（秘密保持義務）

1 甲及び乙は、本契約に関する交渉、検討、準備、締結及び履行の過程において相手方当事者から直接又は間接に開示される一切の情報、本契約の存在及び内容、並びに本事業譲渡の検討が行われている事実（以下これらを総称して「機密情報」という。）を本契約の締結又は履行のためにのみ使用し、相手方当事者の事前の承諾なく第三者に開示してはならない。但し、次のいずれかに該当するものについては、この限りではない。

- (1) 相手方当事者から開示された時点で、既に公知となっていたもの
- (2) 相手方当事者から開示された後で、自らの責に帰すべき事由によらずに公知となったもの
- (3) 相手方当事者から開示された時点で、既に自ら保有していたもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から開示されたもの
- (5) 相手方当事者から開示された後に、本事業譲渡とは関係なく自ら調査、分析等を行うことにより得られたもの

2 前項の規定にかかわらず、機密情報を受領した当事者（以下「受領当事者」という。）は、(i) 本契約の締結又は履行のために、自らの役員、従業員、親法人等（金融商品取引法第31条の4第3項に規定する親法人等をいい、親法人等の役員、従業員も含む。）、自ら又は親法人等の依頼する弁護士、公認会計士、税理士又はその他アドバイザー等に開示する場合、及び(ii) 法令の規定又は政府機関若しくは中央銀行及び金融商品取引所その他の自主規制機関により要求される場合には、必要最小限の範囲で機密情報を開示することができる。なお、受領当事者が(i)に基づき機密情報の開示を行う場合には、当該開示先をして本条と同等の守秘義務を負担させるものとし、かつ、当該開示先による機密情報の取扱について一切の責任を負うものとし、また、(ii)に基づき機密情報の開示を行う場合には、実務上可能な限り、その内容を事前に相手方に対して通知するものとする。

3 機密情報の受領当事者は、本契約の目的が終了した場合又は相手方当事者から要求があった場合には、法令等に違反しない限り、機密情報及びその複製物を直ちに返還又は

廃棄するものとする。但し、本分割の効力が生じた場合においては、乙が承継した分割承継権利義務に係る機密情報は除く。

4 本条に定める機密保持義務は、本契約の解除後又は効力発生日後も 3 年間は有効に存続するものとする。

第 13 条（完全合意）

本契約は、本契約で規定する事項に関する当事者間の完全なる合意を構成するものであり、本契約の締結日前日までにかかる事項に関して当事者間で締結された一切の契約等は、本契約の締結をもって全て失効する。

第 14 条（準拠法及び管轄）

本契約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。本契約に関連する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 15 条（協議事項）

本契約に定めのない事項、解釈に疑義を生じた事項、その他本分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、決定する。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2023 年 12 月 22 日

(甲) 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
住信 S B I ネット銀行株式会社

代表取締役社長 円山 法昭



(乙) 東京都中央区日本橋一丁目 17 番 6 号
岡三証券株式会社

代表取締役社長 池田 嘉宏



別紙 承継権利義務明細表

本分割により乙が甲から承継する分割承継権利義務は、以下に記載する資産、負債及びその他の権利義務等とする。但し、本分割による権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可又は承諾を要するものについては、当該許認可又は承諾等の取得を条件とする。

- (1) 効力発生日が到来する時点において甲が本事業に関して本件顧客（「本件顧客」とは、本事業に係る取引を行うために甲に対して為替証拠金取引口座の設定に関する約諾書を差し入れ、為替証拠金取引口座を設定している者をいう。）との間に存在する契約における甲の当事者たる地位及び当該契約に基づき甲が有する権利義務（効力発生日前の取引に係る未収手数料を除く。）、並びに本件顧客に関する情報。
- (2) 甲が東京金融取引所に対して有する為替取引証拠金の返還請求権であって、甲が本事業に関して本件顧客から受領しかつ東京金融取引所に預託した為替取引証拠金に係るもの
- (3) 甲が本事業を運営するためにのみ作成した文書又は電磁的記憶装置内のファイル



第16期（2022年4月1日から
2023年3月31日まで）事業報告

東京都港区六本木一丁目6番1号
住信SBIネット銀行株式会社
代表取締役社長 円山 法昭

1 当社の現況に関する事項

（1）企業集団の事業の経過及び成果等

〔企業集団の主要な事業内容〕

当社グループは、当社、連結子会社6社及び持分法適用関連会社1社で構成され、主にスマートフォンアプリ・インターネット経由で、預金業務・貸出業務等の銀行業務、クレジットカード業務、銀行が提供する機能やサービスを、システムを通じて様々な企業へ提供するBaaS（バース、Banking as a Service）事業等の金融サービスを提供しております。

なお、子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

〔金融経済環境〕

当連結会計年度を振り返りますと、国内の新型コロナウイルスの行動制限は緩和され、世界的にも行動規制緩和・撤廃の動きが継続している状況です。一方、インフレ圧力の高まりによる諸外国の金利引上げ等の金融政策の変更や、ウクライナ情勢の悪化等による国内外の景気影響が懸念される状況です。

日本経済においては、新型コロナウイルス蔓延に起因する過度な景気後退懸念は後退しておりますが、金融資本市場においては、2022年12月の日本銀行の金融政策決定会合で、イールドカーブコントロール（長短金利操作）の10年物日本国債金利の変動幅が「±0.25%」から「±0.50%」に変更されたことを受けて、一時、市場では変動幅上限の0.50%に近い水準まで日本国債10年物金利が上昇し、日本銀行総裁人事や新総裁による政策修正への思惑によって市場金利が変動する状況になりました。

米国においては、急速なインフレ抑制を主目的として、米国連邦準備制度理事会（FRB）の連邦公開市場委員会は、政策金利であるフェデラル・ファンド（FF）金利の誘導目標を大幅に引き上げました。その後、米国及びスイスの一部の銀行において経営状況が悪化し、破綻処理又は他行と救済合併される事態となり、景気悪化が懸念される状況となりました。

為替市場は、当連結会計年度期初のドル円（日本銀行、ドル円スポット17時）が122.64円だったのに対し、期末時点では133.12円となりました。

株式市場においては、諸外国の市場へ供給する資金量の削減や利上げ等の影響による景気後退懸念が高まっておりますが、日経平均株価は当連結会計年度期初始値の2万7,624円から期末時点終値の2万8,041円の間で推移しました。

〔企業集団を巡る事業の成果〕

このような金融経済環境のもと、当連結会計年度における損益の状況につきましては、経常利益が293億円（前年同期比26.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益が199億円（同16.5%増）となりました。これは、当社の主力商品である住宅ローンの好調に加え、顧客基盤の拡大やキャッシュレス化の進展による決済関連手数料の増加が寄与したものです。

当連結会計年度における報告セグメントの状況につきまして、デジタルバンク事業については、主力事業である住宅ローンの実行による貸出事務手数料やキャッシュレス化の進展による決済関連手数料といった役務取引等収益の増加や、海外の市場金利上昇を背景とした資金利益の増加などが寄与し、業務粗利益が589億円（同11.8%増）、広告宣伝費等の増加や事務関連の業務委託費用の増加等の結果として、経費等は308億円（同11.6%増）、経常利益は280億円（同12.0%増）となりました。BaaS事業については、銀行本体での口座数増加によるアカウント手数料増加や住宅ローンの実行による手数料増加の他、当社の連結子会社であるネットムーブ株式会社の業績が好調であったことなどから、業務粗利益が48億円（前年同期比161.9%増）、継続的なシステム投資に加え「NEOBANK®」サービスに係る広告宣伝費等により経費等は36億円（同0.3%増）、経常利益は12億円（前年同期比29億円の改善）となりました。

なお、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益は132円18銭となりました。

当連結会計年度における資産負債の状況につきまして、総資産は前連結会計年度末比1,449億円増加し8兆6,790億円となりました。このうち、現金預け金につきましては同6,669億円減少し1兆1,004億円、貸出金につきましては住宅ローン等への積極的な取組みにより同1兆2,040億円増加し6兆5,948億円、有価証券は再投資の難しい運用難の環境を背景に同2,458億円減少し5,587億円となりました。一方、負債は同1,586億円増加し8兆5,473億円となりました。このうち預金につきましては普通預金や円定期預金等を中心に同8,628億円増加し7兆9,754億円となりました。また、債券貸借取引受入担保金は同2,239億円減少し1,458億円、借入金は4,864億円減少し3,000億円となりました。純資産は親会社株主に帰属する当期純利益199億円を計上したことや、利益剰余金を原資とする300億円の現金配当の実施、その他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の変動を要因として、同137億円減少し1,316億円となりました。

〔企業集団を巡る事業の経過等〕

当社グループは、2007年9月の営業開始以来、「どこよりも使いやすく、魅力ある商品・サービスを24時間・365日提供するインターネットフルバンキング」を基本的コンセプトとして、その実現に力を注いでまいりました。多くのお客さまからご支持をいただいた結果、当連結会計年度末日現在における口座数は614万件、預金総額は7兆9千億円台となりました。

当社の主力商品である住宅ローンでは、より多くのお客さまに当社商品を提供できるよう当連結会計年度も銀行代理業者による店舗網拡大を進めており、当連結会計年度を通じて多くの企業と新たな銀行代理業委託契約を締結しております。こうした取組みの結果、2023年3月には開業来の住宅ローン累計取扱額が9兆円を突破しました。BaaS事業においては、2022年6月に株式会社高島屋の顧客向け銀行及び積立サービス「高島屋NEOBANK」、2022年10月にSBIレミット株式会社の顧客向け銀行サービス「SBIレミット支店」、2023年1月に第一生命保険株式会社の顧客向け銀行サービス「第一生命NEOBANK」、2023年3月にファイターズファンの皆さまのための銀行サービス「FNEOBANK(エフネオバンク)」、株式会社GA technologiesと不動産投資家向けネット銀行「RENOSY BANK(リノシーバンク)」の提供を開始しております。引き続き、当社は様々な企業に対し、当社の金融インフラをBaaS(Banking as a Service)として提供し、より多くのお客さまに最先端のテクノロジーを活用した金融サービスの提供を推進してまいります。

今後も引き続き、「住信SBIネット銀行のフィデューシャリー・デューティーに関する取組みについて」にも掲げている「お客さま中心主義」を事業活動の原点に、インターネットの利便性を最大限活用し魅力ある金融サービスの開発・改善を進めてまいります。

〔対処すべき課題〕

当社の開業以降、インターネットを活用した金融取引の拡大、スマートフォンやタブレットの普及、近年ではFinTech事業領域における他業種からの参入活発化や国内IT企業や地方銀行によるインターネット専門銀行への参入など、銀行業界においても環境変化が大きく進展しつつあります。当社の経営理念である「金融業における近未来領域の開拓と革新的な事業モデルの追求」「お客さま、株主、職員、社会の発展に貢献する新しい価値の創造」のもと、これからも「お客さま中心主義」を事業活動の基本に置き、更なる利便性の向上と、安定した経営管理・組織運営の実現を目指してまいります。

現在、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響により、経済・社会の先行きが不透明な状況が続いております。当社グループは、インターネット専門銀行として着実に業務を継続することにより、銀行機能を提供するインフラ企業として、引き続きお客さまを適切にサポートしてまいります。当社グループにおいては、非対面取引の浸透により口座開設数の増加やインターネット経由の取引増加などといった影響も見られており、現時点では当社グループの経営基盤への影響は限定的と認識していますが、今後の経済環境や感染状況の変化等によっては、影響が生じる可能性があります。

当社グループが、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりです。

① 新時代における革新的なビジネスモデルの創造

2022年12月の日本銀行の金融政策決定会合で、イールドカーブコントロール(長短金利操作)の10年物日本国債金利の変動幅が「±0.25%」から「±0.50%」に変更されたものの、我が国ではマイナス金利政策が長期化しており、従来の預金貸出金を中心とした利鞘確保による収益モデルでは、今後の利益成長を継続することが難しいということを課題認識しております。また、近時はインターネット専門銀行についても競争が激しくなっていると認識しております。そうした中、当社グループは、BaaS事業に限らず、革新的なビジネスモデルを構築していくことで、従来型の金融収益ではない、非金利収益を積み上げることにより、さらなる利益成長を継続してまいります。

また、当社グループは、APIやクラウド等の先進的なIT技術の活用とお客さま中心の文化を組み合わせることで、デジタルバンク事業の拡大や、より付加価値の高い商品提供を行ってまいりました。当社グループは、新たな価値を創造することを目指し、テクノロジー活用のもと、経費率を低く抑え、高い従業員あたり実質業務純益を実現する等、効率的な事業運営を実現します。当社グループは、高品質なユーザーインターフェース・ユーザーエクスペリエンス(UI/UX)、AWS(Amazon Web Services)のクラウド、APIやAI・ビッグデータ等の先進的・効率的な技術をいち早く取り入れ、スピーディに新たな価値を創造することに、引き続き取り組んでまいります。

②安定した収益基盤・顧客基盤の確立

当社グループは、お客さまのライフステージに沿った商品提供やお客さまの利便性を追求した新サービスの投入により、収益基盤・顧客基盤の構築を進め、より安定した経営基盤の確立を目指してまいります。

当社の特徴の一つが「安定的に堅調な業績成長をあげている」という点です。当社グループの2018年3月期から2023年3月期までの同期間の年平均成長率は、業務粗利益が9.7%、経常利益が13.6%、親会社株主に帰属する当期純利益が13.7%となり、預金口座数の同期間の年平均増加率が13.8%となりました。

主力商品である住宅ローンでは、商品性の見直しや顧客サポート態勢の充実、販売チャネルの拡大、さらにはBaaS事業における株式会社ヤマダホールディングスや株式会社オープンハウスグループのような住宅関連事業を行う提携先との提携の拡大により、一層の残高積上げと収益力の向上に取り組んでいるほか、AI審査モデル等の自社テクノロジーや優良な顧客基盤の効果により、当社の住宅ローンの2023年3月末の期待損失率（注）は0.02%に留まっております。また、コンシューマーローンでは、グループ連携などによる取引先開拓、商品力の訴求等による残高積上げ、収益力の強化を図ってまいります。その他、クレジットカードやデビットカード等の決済ビジネスの拡充、FinTech領域における積極的な取り組み等により、顧客の利便性向上を図りつつ、安定した手数料収益の積上げに努めてまいります。

BaaS事業においては、開業以来の取り組みで培ったノウハウを活用し、より多くの提携先やその顧客に金融サービスにおける新しい価値を創造すべく、「NEOBANK®」サービスの提供に取り組んでまいります。当社が取り組む「NEOBANK®」サービスとは、提携先の顧客が提携先のサービスをご利用になる際に、それに付随する銀行サービスを当社が基盤となって提供することで、顧客がスムーズで快適にサービスを利用できる仕組みを、提携先と協同で構築するものです。これらBaaS事業はその開始後2年で黒字化を達成しております。今後もサービス提供を通じ、顧客に快適かつ便利な金融体験を提供してまいります。

（注）期待損失率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行が保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年3月27日金融庁告示第19号）に基づき算出された居住用不動産向けエクスポージャーのPD（Probability of Default）×LGD（Loss Given Default）により算出しております。

③経営管理態勢の強化

顧客基盤及び総資産の拡大、業務多様化、ボラタイルな市場環境により、当社グループが抱える経営管理上のリスクも変化しております。今後の事業展開と合わせ、自律的に管理態勢高度化への対応を実施してまいります。

システム面では、お客さまのお役に立つ利便性の高いサービス提供を第一に、将来のビジネスモデル実現に相応しいシステムの構築を継続的に検討するとともに、開発リスクの極小化、障害の未然防止策・発生時の拡大防止策の高度化を進めてまいります。

リスク管理面では、当社グループの保有資産に即した金利リスク管理・流動性リスク管理態勢の強化、信用リスク管理の高度化を進め、バーゼルⅢ等各種規制対応と合わせ、リスク管理強化を図ってまいります。

ガバナンス面では、コーポレートガバナンスコードに即した全社ガバナンス態勢の高度化と円滑な運営、サステナビリティへの取り組み強化を図ってまいります。また、サステナビリティへの取り組みについては、2021年4月に策定した「サステナビリティ宣言」に基づき、事業活動全般を通じて社会的課題の解決に貢献する取り組みを進めてまいります。

銀行代理業者の拡充に適したリスク管理態勢の構築と、金融機関に対する社会的な役割期待の高まりや近年のインターネット上の金融犯罪・サイバー攻撃等が増加傾向にあることを踏まえたセキュリティ対策の強化、顧客保護対策をより一層進めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経常収益	77,737	78,754	83,527	98,052
経常利益	19,000	20,726	23,265	29,390
親会社株主に帰属する 当期純利益	12,570	13,928	17,113	19,932
包括利益	11,948	14,741	11,706	16,254
純資産額	118,944	134,182	145,392	131,691
総資産	6,373,777	7,233,344	8,534,021	8,679,004

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、2023年1月18日付の臨時株主総会決議（会社法第319条第1項に基づく書面決議）により、同日を基準日、2023年1月20日を効力発生日として、利益剰余金を原資とする1株当たり198円95銭、配当金の総額30,000百万円の現金配当を実施しました。この結果、純資産が30,000百万円減少しております。

ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
預金	5,392,277	6,293,877	7,115,850	7,977,700
定期性預金	1,612,032	1,591,515	1,641,811	1,786,215
その他	3,780,245	4,702,362	5,474,039	6,191,484
貸出金	4,043,990	4,566,789	5,409,936	6,606,594
個人向け	3,669,229	4,045,411	4,757,344	5,664,193
中小企業向け	1,976	469	43,429	36,086
その他	372,784	520,908	609,162	906,313
有価証券	645,361	692,622	813,670	568,626
国債	130,376	225,313	385,929	149,840
その他	514,984	467,309	427,741	418,786
総資産	6,373,242	7,204,724	8,533,737	8,677,604
内国為替取扱高	17,519,881	21,979,575	28,338,339	31,511,346
外国為替取扱高	百万ドル 132,953	百万ドル 213,450	百万ドル 158,064	百万ドル 285,435
経常利益	18,738	20,608	22,346	29,035
当期純利益	12,477	13,900	16,680	19,890
1株当たり当期純利益	円 銭 82 74	円 銭 92 18	円 銭 110 61	円 銭 131 90

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、2021年12月10日開催の取締役会決議により、2022年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。2019年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定し、2019年度以降の1株当たり当期純利益を遡及修正しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

イ 企業集団の使用人の状況

	デジタルバンク事業	BaaS 事業	合計
使用人数	670人	78人	748人

(注) 使用人数は、取締役を兼務していない執行役員及び受入出向者を含み、有期契約社員及び派遣社員は含んでおりません。

ロ 当社の使用人の状況

	当連結会計年度末
使用人数	592人
平均年齢	39歳3月
平均勤続年数	4年2月
平均給与月額	639千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数は、取締役を兼務していない執行役員及び受入出向者を含み、有期契約社員及び派遣社員は含んでおりません。
3. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、受入出向者、有期契約社員及び派遣社員は含んでおりません。
4. 平均給与月額は、賞与及び時間外勤務手当等を含んでおります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 当社

① 営業所数

	当連結会計年度末
本店	29
支店	(4)

② 当連結会計年度新設営業所

営業所名	所在地
仙台業務センター	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目8番10号 あいおいニッセイ同和損保仙台一番町ビル5階
新宿営業本部	東京都新宿区西新宿四丁目34番7号 住友不動産西新宿ビル5号館1階
タカシマヤ支店	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー18階
SBIレミット支店	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー18階
第一生命支店	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー18階
ファイターズ支店	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー18階
リノシー支店	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー18階

③ 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	銀行業
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	証券業
SBIマネープラザ株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	金融商品仲介業
グッドモーニング株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号	—
MXモバイリング株式会社	東京都江東区豊洲三丁目2番24号	機械器具小売業
株式会社アイ・エフ・クリエイト	東京都立川市曙町二丁目36番2号	損害保険代理業
吉田通信株式会社	神奈川県横浜市神奈川区金港町5番地14	機械器具小売業
旭化成ホームズフィナンシャル株式会社	東京都千代田区神田神保町1番105号	住宅専門金融業
株式会社島根銀行	島根県松江市朝日町484番地19	銀行業
JALペイメント・ポート株式会社	東京都品川区東品川二丁目4番11号	その他の補助的金融業
株式会社福島銀行	福島県福島市万世町2番5号	銀行業
株式会社みちのく銀行	青森県青森市勝田一丁目3番1号	銀行業
株式会社仙台銀行	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号	銀行業
株式会社穴吹インシュアランス	香川県高松市磨屋町8番地1	生命保険媒介業
株式会社東宝ハウスフィナンシャル	東京都国分寺市本町二丁目12番2号	—
株式会社LIXIL住宅研究所	東京都江東区大島二丁目1番1号	総合工事業
株式会社Tマネー	東京都渋谷区南平台町16番17号	電子マネー事業
株式会社高島屋	大阪市中央区難波五丁目1番5号	百貨店業
株式会社おうちリンク	東京都渋谷区渋谷二丁目16番1号	通信業
株式会社カシワバラ・アシスト	東京都港区港南一丁目8番15号	住宅専門金融業
株式会社ヤマダファイナンスサービス	群馬県高崎市栄町1番1号	住宅専門金融業
株式会社愛媛銀行	愛媛県松山市勝山町二丁目1番地	銀行業
株式会社GOESWELL	東京都新宿区新宿五丁目17番18号	損害保険代理業
スマートビリングサービス株式会社	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号	その他の事業サービス業
株式会社ファミリーライフサービス	東京都武蔵野市境二丁目12番13号	住宅専門金融業
株式会社優良住宅ローン	東京都新宿区新宿四丁目34番7号	住宅専門金融業
SBIレミット株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	資金移動業
株式会社ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町1番1号	機械器具小売業
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	保険業
ホームファーストファイナンス株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目20番2号	住宅専門金融業
株式会社NEOBANKサービシーズ	東京都港区六本木一丁目6番1号	金融事業に関する調査・開発・企画
株式会社GRIT	東京都港区六本木三丁目2番1号	—

④ 銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
三井住友信託銀行株式会社

ロ 子会社

① デジタルバンク事業

会社名	主要な営業所	所在地
株式会社優良住宅ローン	本社 大阪支店 福岡支店	東京都新宿区 大阪市中央区 福岡市博多区
住信SBIネット銀カード株式会社	本社	東京都港区

② BaaS 事業

会社名	主要な営業所	所在地
ネットムーブ株式会社	本社	東京都千代田区
Dayta Consulting 株式会社	本社	東京都港区
株式会社テミクス・データ	本社	東京都港区
株式会社NEOBANKサービシーズ	本社	東京都港区

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

会社名	金額
住信SBIネット銀行株式会社	10,341

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 有形固定資産及び無形固定資産への投資額の総額（仮勘定からの振替は除く）を表示しております。
 3. 当社グループは、内部管理上、資産をセグメント毎に配分していないため、会社ごとの設備投資の総額を記載しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

会社名	内容	金額
住信SBIネット銀行株式会社	ソフトウェア ソフトウェア仮勘定	10,010

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 有形固定資産及び無形固定資産への投資額の総額（仮勘定からの振替は除く）を表示しております。
 3. 当社グループは、内部管理上、資産をセグメント毎に配分していないため、会社ごとの重要な設備の新設等の金額を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する 子会社等の議決権比率	その他
住信SBIネット銀カード株式会社	東京都港区	クレジットカード業務等	200百万円	100.00%	子会社
ネットムーブ株式会社	東京都千代田区	決済サービス等の金融関連業務	100百万円	100.00%	子会社
Dayta Consulting 株式会社	東京都港区	AI 審査サービス等の金融関連業務等	50百万円	60.00%	子会社
株式会社優良住宅ローン	東京都新宿区	貸金業等	600百万円	100.00%	子会社
株式会社テミクス・データ	東京都港区	広告事業等	450百万円	95.00%	子会社 注4
株式会社NEOBANKサービシーズ	東京都港区	銀行代理業等	70百万円	100.00%	子会社 注5
JALペイメント・ポート株式会社	東京都品川区	その他の補助的金融業	390百万円	15.06%	関連法人等

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 当連結会計年度末において連結対象子会社は上記の重要な子会社等の6社であり、持分法適用会社は1社であります。
 4. 当連結会計年度において株式会社テミクス・データを設立し、連結の範囲に含めております。
 5. 当連結会計年度において株式会社NEOBANKサービシーズを設立し、連結の範囲に含めております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2023年3月29日に東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場いたしました。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
山田 健二	代表取締役会長		
円山 法昭	代表取締役社長	株式会社テミクス・データ取締役	
横井 智一	取締役兼常務執行役員 コーポレート本部長		
小崎 元	取締役兼常務執行役員		
米山 学朋	取締役（社外役員）	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社執行役常務 三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行役員 UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社取締役	注 1
朝倉 智也	取締役（社外役員）	モーニングスター株式会社代表取締役執行役員社長 モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社代表取締役社長 SBIホールディングス株式会社取締役副社長 SBIアセットマネジメント株式会社取締役 SBIグローバルアセットマネジメント株式会社取締役 SBIオルタナティブ・アセットマネジメント株式会社取締役 SBIインシュアランスグループ株式会社取締役 SBIエナジー株式会社取締役 SBIエステートファイナンス株式会社取締役会長 SBI地域事業承継投資株式会社取締役 SBIネオファイナンシャルサービス株式会社取締役 Carret Holdings, Inc. Director 岡三アセットマネジメント株式会社取締役 新生インベストメント・マネジメント株式会社取締役	注 1
町田 行人	取締役（社外役員）	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業弁護士	注 1, 5
八田 斎	取締役（社外役員）		注 1, 5
武田 知久	取締役（社外役員）	武田知久法律事務所弁護士	注 1, 5
森山 保	取締役（社外役員）	マクサス・コーポレートアドバイザー株式会社代表取締役社長 株式会社プロポライフグループ社外取締役	注 1, 5
藤田 俊晴	常勤監査役（社外役員）	住信 SBI ネット銀カード株式会社 監査役	注 2, 5
石崎 敏郎	常勤監査役（社外役員）	住信 SBI ネット銀カード株式会社 監査役	注 2, 5
日高 真理子	監査役（社外役員）	日高公認会計士事務所 所長 東ソー株式会社社外取締役 極東貿易株式会社社外取締役（監査等委員）	注 2, 3, 5
岩下 直行	監査役（社外役員）	京都大学公共政策大学院教授 一般社団法人自律分散社会フォーラム理事 金融庁参与 大阪大学非常勤講師 経済産業省産業サイバーセキュリティ研究会 WG2 委員 株式会社いよぎんホールディングスアドバイザー・ボード・メンバー/顧問 金融庁金融審議会委員 内閣府規制改革推進会議委員 一般財団法人情報法制研究所上席研究員 一般財団法人 LINE みらい財団理事 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構客員教授 国際金融都市 OSAKA 推進委員会 アドバイザー 安全な無線通信サービスのための新世代暗号技術に関する研究開発運営委員会委員長 SBI 金融経済研究所客員研究員	注 2, 5

- (注) 1. 取締役のうち米山学朋、朝倉智也、町田行人、八田齋、武田知久及び森山保の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役は、すべて会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役日高真理子氏は、公認会計士であり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は執行役員制度を導入しており、その構成は以下のとおりであります（取締役を兼務している執行役員を除く）。
成田淳一、棚橋一之、大木浩司、木村紀義、野田典志、服部浩久、高鍋宗瑞、直海知之、府川剛士、内河直也、金岡仁、相川真一
5. 当社は、社外取締役町田行人、八田齋、武田知久及び森山保の各氏並びに社外監査役日高真理子及び岩下直行の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役及び監査役の報酬は、株主総会で決議された取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬限度額の範囲内において決定しております。

取締役の報酬は、2017年6月30日開催の第10期定時株主総会において年額220百万円以内（支給対象は取締役10名）と決議されております。2023年6月の任期までの取締役の個人別の報酬等は、2022年6月28日の取締役会において、最も当社ビジネスに精通し業績貢献を踏まえた適正評価を行うことが適切であることから、取締役会長山田健二と事前に協議を行うことを条件として、報酬限度額の範囲内で代表取締役社長円山法昭に一任されています。取締役の個人別の報酬は、当該取締役会に先立って指名・報酬委員会において検討されており、取締役会は、当連結会計年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は以下の方針に沿うものであると判断しております。

なお、現在、非金銭報酬の支給はありません。

監査役の報酬は、2006年4月3日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内（支給対象は監査役4名）と決議されております。各監査役の報酬は、固定報酬である基本報酬のみとなっており、報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により各監査役への支給額を決定しています。

②役員報酬の基本方針

2022年1月25日の取締役会で「役員報酬の基本方針」を決議し、以下のとおり定めております。

イ. 役員報酬の考え方

当社は、役員報酬については、以下の考えに基づき決定します。

- (1) 企業価値の持続的な向上を促進し、会社業績との連動を重視した報酬制度であること
- (2) 業務執行及び監督の役割を適切に担う優秀な人材を確保でき、職責に応じた適切な報酬体系・報酬水準であること
- (3) 客観性・透明性あるプロセスにより決定され、公平・公正な報酬制度であること

ロ. 取締役の個人別の報酬等の決定の方法

当社では、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役が過半を占め、独立社外取締役が委員長を務める任意の指名・報酬委員会を設置しております。取締役の個人別の報酬等の具体的な支給額は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、任意の指名・報酬委員会が取締役に提案し、取締役会の決議により決定します。この手続は指名・報酬委員会規程に定められており、指名・報酬委員会規程は取締役会決議によって変更又は改廃されます。

ハ. 報酬体系

当社の役員報酬は固定報酬である基本報酬のみとしております。非金銭報酬の支給はありません。

ニ. 報酬水準

当社の役員報酬水準は、優秀な人材を確保できるよう競争力ある報酬水準とすべく、外部専門機関の客観的な報酬水準データの中から、比較対象グループを選定し、任意の指名・報酬委員会が取締役に提案し、取締役会の決議により決定します。

③当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			
			固定報酬	業績連動報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	その他
取締役	8人	177	177	—	—	—
監査役	4人	44	44	—	—	—
計	12人	221	221	—	—	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 対象役員の報酬等は固定報酬のみであり、業績連動報酬に該当する報酬はありません。
 3. 当社には、役員退職慰労金制度はありません。
 4. 期末現在の人員数は取締役10人、監査役4人です。なお、上記の支給人員との相違は、無報酬の取締役が2人存在していることによります。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
米山 学朋 朝倉 智也 町田 行人 八田 斎 武田 知久 森山 保 藤田 俊晴 石崎 敏郎 日高 真理子 岩下 直行	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、免責するものとする。

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社の取締役、監査役及び執行役員	当社は左記を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料は当社が全額を負担しております。当該保険契約の内容は、被保険者が第三者や株主から損害賠償を求める訴えを提起された場合、その損害賠償金及び争訟費用を補填するものであります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者の犯罪行為、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償等については、保険金支払いの対象外としております。
当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
米山 学朋	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社執行役常務 三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行役員 UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社取締役
朝倉 智也	モーニングスター株式会社代表取締役執行役員社長 モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社代表取締役社長 SBIホールディングス株式会社取締役副社長 SBIアセットマネジメント株式会社取締役 SBIグローバルアセットマネジメント株式会社取締役 SBIオルタナティブ・アセットマネジメント株式会社取締役 SBIインシュアランスグループ株式会社取締役 SBIエナジー株式会社取締役 SBIエステートファイナンス株式会社取締役会長 SBI地域事業承継投資株式会社取締役 SBIネオファイナンスサービス株式会社取締役 Carret Holdings, Inc. Director 岡三アセットマネジメント株式会社取締役 新生インベストメント・マネジメント株式会社取締役
町田 行人	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業弁護士
八田 斎	
武田 知久	武田知久法律事務所弁護士
森山 保	マクス・コーポレートアドバイザー株式会社代表取締役社長 株式会社プロボライフグループ社外取締役
藤田 俊晴	住信SBIネット銀カード株式会社 監査役
石崎 敏郎	住信SBIネット銀カード株式会社 監査役
日高 真理子	日高公認会計士事務所 所長 東ソー株式会社社外取締役 極東貿易株式会社社外取締役（監査等委員）
岩下 直行	京都大学公共政策大学院教授 一般社団法人自律分散社会フォーラム理事 金融庁参与 大阪大学非常勤講師 経済産業省産業サイバーセキュリティ研究会WG2委員 株式会社いよぎんホールディングスアドバイザー・ボード・メンバー/顧問 金融庁金融審議会委員 内閣府規制改革推進会議委員 一般財団法人情報法制研究所上席研究員 一般財団法人LINE 未来財団理事 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構客員教授 国際金融都市 OSAKA 推進委員会 アドバイザー 安全な無線通信サービスのための新世代暗号技術に関する研究開発運営委員会委員長 SBI金融経済研究所客員研究員

(注) 1. 社外取締役の米山学朋は、当社の主要株主である筆頭株主の三井住友信託銀行株式会社の取締役常務執行役員及び当該主要株主である筆頭株主の完全親会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の執行役常務であります。それ以外に、当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

2. 社外取締役の朝倉智也は、当社の主要株主である筆頭株主のSBIホールディングス株式会社の取締役副社長及び同社の複数の子会社等の役員であります。それ以外に、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
3. 社外監査役の藤田俊晴及び石崎敏郎は、当社の子会社である住信SBIネット銀カード株式会社の監査役であります。それ以外に、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
4. 上記のほか社外役員の兼職先と当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	指名・報酬委員会委員	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
米山 学朋	2年		取締役会 23回中 23回出席	銀行ビジネスにおける幅広い経験・実績を踏まえて、金融及び経営全般に関する豊富な経験に基づく専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。
朝倉 智也	1年3か月		取締役会 23回中 23回出席	経営全般に関する幅広い見識と豊富な経験を踏まえて、金融及び経営全般に関する豊富な経験に基づく専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。
町田 行人	2年3か月	委員	取締役会 23回中 23回出席	金融関連法を専門とする弁護士（国内・ニューヨーク）で、金融庁への出向経験を有する法律専門家としての幅広い見識と豊富な経験を踏まえて、専門的見地から適宜必要な発言を行っております。
八田 斎	2年3か月	委員長	取締役会 23回中 23回出席	金融庁での経験など金融行政に関する豊富な経験や知見を有するとともに、ライフネット生命保険株式会社でコンプライアンス担当役員等を務めた経験に基づき、コンプライアンス・リスク管理、業務執行全般に関して、適宜必要な発言を行っております。
武田 知久	2年3か月	委員	取締役会 23回中 23回出席	日本銀行におけるシステムの開発・運行や経営計画の策定、予算・決算、人事など内部管理の豊富な経験や知見等に基づき、当社のIT・システム領域を中心とした業務執行全般に関して、適宜必要な発言を行っております。
森山 保	2年3か月	委員	取締役会 23回中 23回出席	公認会計士（日本・米国）として豊富な経験・見識を有し、金融機関における企業再編への関与実績を踏まえ、財務及び経営全般に関する豊富な経験に基づく専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。
藤田 俊晴	8年9か月		取締役会 23回中 23回出席 監査役会 14回中 14回出席	当社の主要株主である筆頭株主のSBIホールディングス株式会社での業務執行経験を踏まえ、当社経営の健全性を確保する観点から適宜必要な発言を行っております。
石崎 敏郎	2年		取締役会 23回中 23回出席 監査役会 14回中 14回出席	当社の主要株主である筆頭株主の三井住友信託銀行株式会社での業務執行経験を踏まえ、当社経営の健全性を確保する観点から適宜必要な発言を行っております。
日高 真理子	2年3か月		取締役会 23回中 23回出席 監査役会 14回中 14回出席	EY新日本有限責任監査法人の元シニアパートナーで、会計、監査、企業経営支援等の豊富な経験と実績を有しています。また、監査法人で女性活躍推進の委員を務めるなどダイバーシティに関する豊富な知識や経験も有しています。会計の視点に加え、財務及び会計に関する豊富な経験に基づく専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。
岩下 直行	2年3か月		取締役会 23回中 22回出席 監査役会 14回中 14回出席	日本銀行での長年にわたる金融情報技術にかかる研究に基づく金融とテクノロジー両面の経験・見識を踏まえ、金融とテクノロジーに関する適宜必要な発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	8	92	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 期末現在の社外役員数は取締役6人、監査役4人であります。なお、上記の支給人数との相違は、無報酬の社外取締役が2人存在していることによります。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 600,000 千株
発行済株式の総数 150,793 千株

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当年度末における自己株式は、ありません。

(2) 当年度末株主数 55,584 名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
三井住友信託銀行株式会社	51,552 千株	34.18%
SBIホールディングス株式会社	51,552 千株	34.18%
日本証券金融株式会社	3,240 千株	2.14%
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S JASDEC SECURITIES/UCITS ASSETS	2,400 千株	1.59%
GOVERNMENT OF NORWAY	2,000 千株	1.32%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,758 千株	1.16%
MSCO CUSTOMER SECURITIES	1,067 千株	0.70%
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE SEGREGATION ACC FOR THIRD PARTY	1,050 千株	0.69%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	704 千株	0.46%
MSIP CLIENT SECURITIES	643 千株	0.42%

- (注) 1. 株式数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。
3. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
4. 当社は、2023年3月29日に東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場いたしました。これに伴い国内外で41,468,400株を売出しました。加えて、オーバーアロットメントにより6,220,200株を国内で売出しました。

(4) 役員保有株式

該当ありません。

5 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等
該当ありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等
該当ありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 業務執行社員 指定有限責任社員 畑岡 哲 業務執行社員 指定有限責任社員 須田 峻輔	63	①監査役会は、会計監査人の過去の報酬実績との比較、監査契約書案及び見積書等を調査し、監査報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等について妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意をしております。 ②当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター作成業務及びパーゼルⅢオペレーショナル・リスク新計測手法導入支援等を委託し、対価を支払っております。

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査の報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に準じた監査並びに金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておりませんので、「当該事業年度に係る報酬等」には金融商品取引法に基づく監査に準じた監査並びに金融商品取引法に基づく監査の報酬額を含めて記載しております。

3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（上記を含む）は125百万円であります。

(2) 責任限定契約
該当ありません。

(3) 補償契約
該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する場合は、当社監査役会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認める場合には監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任するとともに、法令に基づきその旨及び解任理由を株主総会に報告致します。

また、上記のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由が発生した場合及び会計監査人の職務状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、当社監査役会は、株主総会に提案する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定致します。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8 業務の適正を確保する体制

当社は、健全な内部統制システムにより、業務執行を行うことが重要であると認識しております。適切な経営管理のもと、業務の健全性及び適切性並びに健全な内部統制システムを確保するため、コンプライアンス（法令等遵守）、顧客の保護及び利便性の向上の徹底並びに各種リスクの的確な管理態勢の整備・確立に向けた方針を以下のとおり定めております。

（１）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、健全な社会規範の下で業務を遂行するため、役員等々の行動規範となる経営理念及びコンプライアンス方針を定める。
- ②取締役会は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした対応を行うための態勢を整備する。
- ③取締役は、他の取締役に関する重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告し、遅滞なく取締役会において報告する。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会は、文書管理及び情報セキュリティに関する社内規則に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①業務執行に係るリスクとして、以下i～xのリスク（カテゴリー）を認識する。
 - i 信用リスク：信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク
 - ii 市場リスク：金利・為替等の市場リスクカテゴリーに属するリスクファクター（リスクの個別要因）、あるいはその他の資産価格の変動により、資産・負債（オフバランスを含む）のポジションの価値、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスク
 - iii 流動性リスク：運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金が困難になるリスク、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）
 - iv オペレーショナルリスク：内部プロセス・人の行動・人材の配置・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、又は外生的事象が生起することから生じる損失に係るリスク（以下のv～xのリスクを含む）
 - v 事務リスク：役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
 - vi 情報セキュリティリスク：情報管理（顧客情報管理を含む）、システム障害（ソフトウェア、ハードウェア、インフラ、運営等に起因するものを含む）、システム開発プロジェクトの不適切な管理等に起因し、当社の情報及び情報システムの機密性、完全性、可用性が損なわれる等によって損失を被るリスク。いわゆる、システムリスク（コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク）を含む
 - vii コンプライアンスリスク：内外の法令・規制・社会規範、適切な実務基準の遵守を怠ったため法律上又は規制上の処罰、金銭的損失あるいは評判上の損失を被るリスクをいい、必要な条項の欠落、取引相手の法的行為能力の欠如等、契約上の障害により取引を完了できなくなることにより損失を被るリスク（リーガルリスク）を含む
 - viii 人的リスク：人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）、ハラスメント等の問題により損失を被るリスク
 - ix イベントリスク：自然災害・戦争・犯罪等、非常事態の発生により生じるリスク
 - x 風評リスク：マスコミ報道、風評・風説等により当社の評判が悪化し、経営に大きな影響を及ぼす（可能性のある）ことにより損失を被るリスク
- ②取締役会は、リスク管理態勢の基礎として、リスクカテゴリー毎の管理方針及びそれらを総体的に捉え、経営体力（自己資本）と比較・対照する統合的リスク管理に係る方針（以下、あわせてリスク管理方針という）を定める。
- ③取締役会は、リスク管理方針に則り、リスク管理に関する取決めを定めた規程の整備、管理部署とその担当役員（取締役・執行役員）の設置等、損失の未然防止とともに不測事態における影響を最小限に止める態勢を整える。
- ④取締役会は、方針の有効性・妥当性及び態勢の実効性を検証し、適時に見直しを行えるよう、リスク管理状況について管理部署から定期的に（重大な事項については都度）報告を受けるほか、必要に応じて調査等を実施させる。
- ⑤取締役会は、リスク管理を含む内部管理態勢に係る内部監査方針を定め、業務執行に係る部署から独立した内部監査部署から、監査結果について適時適切に報告を受ける。また必要に応じて、リスク管理態勢の有効性等について外部監査を受ける。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、役職員等が共有する全社的な経営方針を定め、この浸透を図るとともに、この経営方針に基づく経営計画を決議する。経営計画決議にあたり、戦略目標として、全社的な収益目標の決定、効率的な経営資源の配分及び必要に応じて各リスクカテゴリーへのリスク量配分（資本配分）を行う。
- ②取締役会は、自己資本の充実による業務の健全性と自己資本の有効活用による業務の効率性の維持・向上を図るため、自己資本管理方針を定め、管理態勢を構築する。
- ③取締役会は、顧客の保護及び利便性の向上を図るため、顧客保護等管理方針を定め、管理態勢を構築して、適切かつ十分な顧客への説明、顧客の苦情・相談等への対処、並びに顧客情報の管理を行い、顧客保護等管理を徹底する。
- ④取締役会は、各部門の業務計画等を含む経営計画につき、進捗状況の定期的な報告を受け、必要に応じて計画を修正する。
- ⑤取締役会は、原則1月に1回以上適宜開催され、迅速な意思決定と効率的な職務の執行を行う。
- ⑥取締役会は、個別の事業戦略、リスク管理及び業務等に関する事項を審議・決議する機関として、取締役会が選任する取締役等により構成される経営会議を設置するほか、取締役会の決議により、必要に応じて提言機関として各委員会を設置させる。
- ⑦取締役会は、取締役及び取締役会で選任された執行役員の中から各部署の担当役員を指定して、業務執行を行わせることにより、各部署の責任を明確化し、取締役の職務の執行の効率化を図る。また、社内の組織、権限及び責任を規定に定め、明確化する。
- ⑧取締役会は、ステークホルダー（利害関係人）の理解を得ることで業務執行が効率的に運営できるように、ディスクロージャーの担当部署を設置し、当社の経営関連情報を公正かつ適時適切に開示する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会は、役職員等の行動規範となる経営理念、コンプライアンス方針及びコンプライアンス行動基準を定め、取締役が繰り返しその精神を役職員等に伝えることにより徹底する。
- ②取締役会は、コンプライアンスに関する検討を行うコンプライアンス・オペレーショナルリスク管理委員会を設置し、コンプライアンス統括部署の担当役員が委員長を務める。取締役会は、コンプライアンスの実施状況及び運営上の問題点について定期的に（重大な事項については都度）提言・報告を受け、経営施策に反映させる。
- ③取締役会は、コンプライアンス統括部署を設置し、全社のコンプライアンス態勢や関連規定の整備及び研修を行う。また、全部署にコンプライアンスオフィサーを配置し、各部署でのコンプライアンスの実践と研修を行う。
- ④取締役会は、内部通報の調査態勢及び通報者保護の制度として、コンプライアンス上疑義のある行為等について役職員等が直接通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設置し、その運営状況を定期的にコンプライアンス統括部署から取締役会に報告する。
- ⑤取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告し、遅滞なく取締役会において報告する。
- ⑥取締役会は、コンプライアンスを含む内部管理態勢等に係る内部監査方針を定め、業務執行に係る部署から独立した内部監査部署から、監査結果について適時適切に報告を受ける。また必要に応じて、コンプライアンスに係る管理態勢の有効性等について外部監査を受ける。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①取締役会は、子会社の業務の規模・特性に応じ、その業務運営を適正に管理するため、子会社の業務運営に関する基本的事項を定めた規程に基づき、コンプライアンス、顧客保護等及びリスク管理の観点から適切な措置をとる。
- ②取締役会は、子会社の業務運営に関する基本的事項を定めた規程に基づき、子会社との間で、業務運営に関する報告及び指導等の態勢を整備する。
- ③取締役会は、子会社について総合的に把握・管理する部署に加え、各社毎に当社の所管部を定める。原則として所管部長等は、各社取締役に就任し、子会社の経営へ参画し、指導する。
- ④企画部及び所管部は、子会社の実態把握及び指導等を行うほか、必要に応じ、当社関係各部が指導等を行う。企画部及び所管部は、取締役会及び経営会議に対し、子会社の概況を定期的に報告する。
- ⑤内部監査部署は法令等の範囲内で必要に応じて、子会社に対して内部監査を実施し、子会社及び当社の取締役会に対し、監査結果を適時適切に報告する。
- ⑥取締役会は、事業親会社等とのリスク遮断を確実に実行させるための態勢を整備する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の求めに応じ、監査役を補助すべき使用人を置く。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人を置いた場合、使用人はその補助業務に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事・処遇関係については監査役と事前に協議する。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- ①取締役、執行役員及び使用人は、取締役会規程に定める報告事項に加え、以下 i ~ iii の報告を監査役に対して行う。
 - i 会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した場合は、直ちに報告を行う。
 - ii コンプライアンス・ホットライン制度による通報状況の報告をその都度行う。
 - iii 定期的に又は監査役の求めに応じ、子会社等を含む業務執行状況の報告を行う。
- ②内部監査部署は、定期的に又は監査役の求めに応じ、内部監査の結果を監査役に対して報告する。
- ③監査役へ報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役が毎年度作成する監査計画に基づく監査の実施に、取締役、執行役員及び使用人は協力する。
- ②会計監査の適正性及び信頼性確保のため、会計監査人が独立性を保持できるよう以下 i ~ v の体制を構築する。
 - i 会計監査人は、監査役に監査計画を提出し意見交換を行う。
 - ii 会計監査人は、職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制について、監査役に通知を行う。
 - iii 会計監査人の報酬の適否については、監査役の事前承認を要することとする。
 - iv 会計監査人は、定期的に又は監査役の求めに応じて、監査役と会合をもち意見交換を行う。
 - v その他、取締役、執行役員及び使用人は監査役が必要と認める体制の整備構築に協力する。
- ③代表取締役は、定期的に又は監査役の求めに応じ、監査役と会合をもち意見交換を行う。
- ④内部監査部署は、定期的に又は監査役の求めに応じ、監査役と会合をもち意見交換を行う。
- ⑤監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。
- ⑥監査役が、その職務の執行に伴い生じた費用等についての請求を行った場合には、担当部署において審議の上、当社が必要でないことを証明した場合を除き、これを支払う。

9 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備し、その基本方針に基づき、具体的な取り組みを行うとともに、事業の状況及び法令改正等の外部環境をふまえ、リスク管理及びコンプライアンス上の重要課題を抽出のうえ、取締役会において報告し、議論を行っています。それらの重点課題は、定期的にその時点の状況をふまえて内容を見直しています。更に、リスク管理計画の進捗・達成状況、コンプライアンス態勢の状況、内部監査計画の進捗・達成状況等についても、定期的に取締役会に報告しています。

また、当社の監査役は、代表取締役を含む業務執行取締役や各部署との情報交換を行う他、経営会議・審議会・コンプライアンス・オペレーショナルリスク管理委員会等の重要な会議にも出席する等の方法により、上記体制についての監査を行い、定期的に取締役会へ報告しています。

10 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

11 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

12 会計参与に関する事項

該当ありません。

13 その他

該当ありません。

第16期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

計 算 書 類

1. 貸 借 対 照 表
2. 損 益 計 算 書
3. 株主資本等変動計算書
4. 個 別 注 記 表

住信SBIネット銀行株式会社

第 16 期 末 貸 借 対 照 表

2023年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,094,683	預 金	7,977,700
預 け 金	1,094,683	普 通 預 金	5,856,904
買入金銭債権	239,325	定 期 預 金	1,786,215
金銭の信託	13,657	そ の 他 の 預 金	334,580
有 価 証 券	568,626	コ ー ル マ ネ ー	48,000
国 債	149,840	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	145,885
地 方 債	17,230	借 用 金	300,000
短 期 社 債	13,500	借 入 金	300,000
社 債	59,975	外 国 為 替	1,533
株 式	10,037	未 払 外 国 為 替	1,533
そ の 他 の 証 券	318,042	そ の 他 負 債	72,053
貸 出 金	6,606,594	未 決 済 為 替 借	9,908
証 書 貸 付	6,490,815	未 払 法 人 税 等	6,542
当 座 貸 越	115,778	未 払 費 用	2,325
外 国 為 替	7,102	前 受 収 益	524
外 国 他 店 預 け	7,102	先 物 取 引 受 入 証 拠 金	25,173
そ の 他 資 産	115,501	金 融 派 生 商 品	9,599
未 決 済 為 替 貸	12,954	そ の 他 の 負 債	17,980
前 払 費 用	1,778	賞 与 引 当 金	424
未 収 収 益	6,035	ポ イ ン ト 引 当 金	952
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	14,243	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	52
金 融 派 生 商 品	9,750	特 別 法 上 の 引 当 金	9
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	58,345	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	9
そ の 他 の 資 産	12,392	負 債 の 部 合 計	8,546,612
有 形 固 定 資 産	3,626	(純資産の部)	
建 物	297	資 本 金	31,000
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	3,328	資 本 剰 余 金	13,625
無 形 固 定 資 産	24,107	資 本 準 備 金	13,625
ソ フ ト ウ ェ ア	20,753	利 益 剰 余 金	98,111
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	3,347	利 益 準 備 金	6,000
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	6	そ の 他 利 益 剰 余 金	92,111
繰 延 税 金 資 産	6,983	繰 越 利 益 剰 余 金	92,111
貸 倒 引 当 金	△2,604	株 主 資 本 合 計	142,737
資 産 の 部 合 計	8,677,604	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△11,409
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△335
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△11,744
		純 資 産 の 部 合 計	130,992
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	8,677,604

第 16 期 損 益 計 算 書

2022年4月1日から2023年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
経常収益		94,044
資金運用収益	47,329	
貸出金利	37,415	
有価証券利息配当	8,037	
預け金の利息	750	
その他の受入利息	1,125	
役務取引等収益	39,051	
受入為替手数料	2,486	
その他の役務収益	36,565	
その他の業務収益	7,485	
外国為替売買益	2,595	
国債等債券売却益	1,929	
金融派生商品収益	2,654	
その他の業務収益	305	
その他の経常収益	178	
株式等売却益	87	
その他の経常収益	90	
経常費用	65,008	
資金調達費用	6,693	
預金利息	5,443	
コールマネー利息	△29	
売現先利	75	
債券貸借取引支払利息	19	
借入金利息	0	
金利スワップ支払利息	1,182	
その他の支払利息	2	
役務取引等費用	26,554	
支払為替手数料	2,138	
その他の役務費用	24,415	
その他の業務費用	1,418	
国債等債券売却損	1,313	
その他の業務費用	105	
営業経常費用	29,604	
その他の経常費用	738	
貸倒引当金繰入額	394	
株式等売却損	258	
金銭の信託運用損	9	
その他の経常費用	74	
経常利益		29,035
特別損失		359
固定資産処分損失	2	
減損損失	242	
金融商品取引責任準備金繰入額	2	
その他の特別損失	111	
税引前当期純利益		28,676
法人税、住民税及び事業税	9,048	
法人税等調整額	△263	
法人税等合計		8,785
当期純利益		19,890

第 16 期 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

2022年4月1日から2023年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	31,000	13,625	13,625	—	108,220	108,220	152,846
当期変動額							
剰余金の配当				6,000	△36,000	△30,000	△30,000
当期純利益					19,890	19,890	19,890
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	6,000	△16,109	△10,109	△10,109
当期末残高	31,000	13,625	13,625	6,000	92,111	98,111	142,737

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△5,664	△2,390	△8,054	144,792
当期変動額				
剰余金の配当				△30,000
当期純利益				19,890
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△5,745	2,055	△3,689	△3,689
当期変動額合計	△5,745	2,055	△3,689	△13,799
当期末残高	△11,409	△335	△11,744	130,992

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。ただし、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～15年
その他	3年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年～7年）に基づいて償却しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード会員や口座開設者に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 金融商品取引責任準備金

金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、個別取引毎の繰延ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

7. 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等は前払費用に計上し、5年間で均等償却を行っております。

会計方針の変更

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。この変更による計算書類に与える影響はありません。

表示方法の変更

前事業年度において「営業経費」として計上していた住宅ローン関連費用等を「その他の役員費用」として計上しております。これは、当社における「役員取引等収益」等の重要性が増していることから、「役員取引等収益」等に対応する費用について収益とより明確に対応させることで経済実態をより一層反映した計算書類の開示を行うために表示方法の変更を行ったものであります。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

住宅ローン債権に係る貸倒引当金の計上

1. 当事業年度に係る計算書類に計上した額

当社における貸出金の残高は6,606,594百万円と多額であり、中でも住宅ローンの残高は5,295,963百万円と総資産8,677,604百万円の61.0%に相当し、重要な割合を占めております。その住宅ローン債権に係る貸倒引当金は2,115百万円（一般貸倒引当金1,652百万円、個別貸倒引当金463百万円）であり、経営成績等に対する影響が大きいと判断しております。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

住宅ローン債権を含む債権に係る貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「5. 引当金の計上基準(1) 貸倒引当金」に記載しております。

(2) 主要な仮定

当社の住宅ローン債権に係る一般貸倒引当金の算出に用いた予想損失率は、1年間の貸倒実績に基づく貸倒実績率の過去の一定期間における平均値を基礎としておりますが、これに将来見込み等必要な修正として景気動向の変動や担保価値の下落の仮定を加味しています。また、新型コロナウイルス感染症による経済への影響は一定期間続くものと想定しておりますが、住宅ローンの商品特性や当社の顧客属性、直近の貸倒実績を鑑み、信用リスクへの影響は引き続き限定的であるとの仮定を置いて貸倒引当金を計上しております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

上記(2)の仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染症を含む経営環境の変化及び景気動向の変動等の影響が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 10,037百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 2,341百万円

危険債権額 780百万円

三月以上延滞債権額 一百万円

貸出条件緩和債権額 704百万円

合計額 3,826百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 220,674百万円

貸出金 1,331,706百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 145,885百万円

借入金 300,000百万円

また、その他の資産には、保証金1,609百万円及びデリバティブ取引の差入担保金1,320百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は270,955百万円であります。なお、これらの契約の多くは、任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

5. 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む） 1,327百万円

6. 関係会社に対する金銭債権総額 39,902百万円

7. 関係会社に対する金銭債務総額 15,387百万円

8. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、6,000百万円であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益	
資金運用取引に係る収益総額	221百万円
役務取引等に係る収益総額	2,252百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	325百万円
2. 関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	2,000百万円
役務取引等に係る費用総額	847百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	860百万円
3. 「その他の特別損失」は、基幹系システム更改に係る費用であります。	

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。

1. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(2023年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	10,010
関連法人等株式	27
合計	10,037

(注) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、市場価格のない株式であります。

2. その他有価証券(2023年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	債券	29,676	29,477	199
	国債	14,761	14,637	124
	地方債	1,134	1,060	74
	短期社債	13,500	13,499	0
	社債	280	279	0
	その他	67,983	67,556	426
	外国債券	57,526	57,137	389
	その他	10,456	10,419	37
	小計	97,660	97,034	626
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券	210,869	219,102	△8,232
	国債	135,079	141,123	△6,044
	地方債	16,095	16,274	△178
	短期社債	—	—	—
	社債	59,694	61,704	△2,009
	その他	349,618	358,456	△8,838
	外国債券	259,685	267,426	△7,740
	その他	89,932	91,030	△1,097
	小計	560,488	577,559	△17,071
合計		658,148	674,593	△16,444

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
債券	521,924	1,929	1,141
国債	495,172	1,674	1,131
地方債	17,382	237	—
短期社債	—	—	—
社債	9,369	18	10
その他	6,307	87	430
外国債券	2,060	—	171
その他	4,246	87	258
合計	528,232	2,017	1,572

(金銭の信託関係)
 その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2023年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	13,657	13,657	—	—	—

- (注) 1. 当事業年度末において、信託財産構成物に市場価格のある有価証券等は含まれておりません。
 2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)
 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産		
その他有価証券評価差額金		5,227百万円
繰延ヘッジ損失		890
貸倒引当金		579
未払事業税		352
ポイント引当金		291
賞与引当金		130
関係会社株式償却		98
その他		446
繰延税金資産小計		8,016
評価性引当額		△98
繰延税金資産合計		7,917
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		△191
繰延ヘッジ利益		△742
繰延税金負債合計		△934
繰延税金資産の純額		6,983百万円

(収益認識関係)
 連結注記表と同一であるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)	
1株当たりの純資産額	868円68銭
1株当たりの当期純利益金額	131円90銭

第16期 (2022年4月1日から) 附属明細書
(2023年3月31日まで)

2023年4月26日作成

2023年6月5日備付

東京都港区六本木一丁目6番1号

住信SBIネット銀行株式会社

代表取締役社長 円山 法昭

1 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加高	当期 減少高	当期末 残高	当期末償 却累計額	当期 償却額	差引当期 末残高
有形固定資産							
建物	-	-	-	495	198	30	297
建設仮勘定	-	-	-	-	-	-	-
その他の有形固定資産	-	-	-	4,457	1,129	482	3,328
有形固定資産計	-	-	-	4,953	1,327	513	3,626
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	39,732	18,979	5,435	20,753
ソフトウェア仮勘定	-	-	-	3,347	-	-	3,347
その他の無形固定資産	-	-	-	7	1	0	6
無形固定資産計	-	-	-	43,088	18,980	5,435	24,107

- (注) 1. 有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加高」及び「当期減少高」の記載を省略しております。
2. 償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

(2) 引当金

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	計上理由 及び算定 方法
			目的使用	その他		
貸倒引当金	2,304	2,604	94	2,210	2,604	注2
賞与引当金	540	424	540	-	424	
ポイント引当金	764	952	-	764	952	注3
睡眠預金払戻損失引当金	51	52	-	51	52	注4
金融商品取引責任準備金	6	2	-	-	9	
計	3,666	4,037	634	3,025	4,043	

- (注) 1. 計上の理由及び金額の算定方法は、個別注記表 重要な会計方針「5. 引当金の計上基準」に記載しております。
2. 貸倒引当金の当期減少額のうち、その他2,210百万円は、洗替による取崩額であります。
3. ポイント引当金の当期減少額のうち、その他764百万円は、洗替による取崩額であります。
4. 睡眠預金払戻損失引当金の当期減少額のうち、その他51百万円は、洗替による取崩額であります。

(3) 営業経費

(単位：百万円)

区分	金額
役員報酬	221
給料・手当	4,226
福利厚生費	769
減価償却費	5,948
土地建物機械賃借料	572
営繕費	6
消耗品費	496
給水光熱費	44
旅費	9
通信費	937
広告宣伝費	2,395
諸会費・寄付金・交際費	53
租税公課	1,878
外注費	10,047
預金保険料	822
その他	1,172
計	29,604

2 事業報告に関する事項

(1) 会社役員の兼職の状況

事業報告「2 会社役員に関する事項(1) 会社役員の状況」及び「3 社外役員に関する事項(1) 社外役員の兼職その他の状況」に記載しているため、記載を省略しております。

(2) その他の重要な事項

該当ありません。



あずさ監査法人

住信 S B I ネット銀行株式会社

独立監査人の監査報告書

第 16 期（連結）

自 2022 年 4 月 1 日
至 2023 年 3 月 31 日

有限責任 あずさ監査法人
2023 年 5 月 10 日

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

住信SBIネット銀行株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

畑岡 哲

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

須田 峻輔

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住信SBIネット銀行株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住信SBIネット銀行株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

住信SBIネット銀行株式会社
監査役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

畑岡 哲

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

須田 峻輔

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住信SBIネット銀行株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住信SBIネット銀行株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

2022年4月1日から2023年3月31日まで

連結計算書類

1. 連結貸借対照表
2. 連結損益計算書
3. 連結株主資本等変動計算書
4. 連結注記表

住信SBIネット銀行株式会社

連 結 貸 借 対 照 表

2023年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,100,449	預 金	7,975,420
買入金銭債権	243,353	コールマネー及び売渡手形	48,000
金銭の信託	13,657	債券貸借取引受入担保金	145,885
有価証券	558,769	借 用 金	300,000
貸出金	6,594,878	外 国 為 替	1,533
外国為替	7,102	そ の 他 負 債	74,352
その他の資産	125,881	賞 与 引 当 金	510
有形固定資産	3,790	退職給付に係る負債	15
建物	313	ポ イ ン ト 引 当 金	952
土地	7	睡眠預金払戻損失引当金	52
リース資産	2	特 別 法 上 の 引 当 金	9
その他の有形固定資産	3,467	繰 延 税 金 負 債	580
無形固定資産	26,908	負 債 の 部 合 計	8,547,313
ソフトウェア	21,008	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	3,368	資 本 金	31,000
のれん	2,524	資 本 剰 余 金	13,625
その他の無形固定資産	7	利 益 剰 余 金	98,723
繰延税金資産	7,231	株 主 資 本 合 計	143,349
貸倒引当金	△3,019	その他有価証券評価差額金	△11,409
資産の部合計	8,679,004	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△335
		その他の包括利益累計額合計	△11,744
		非 支 配 株 主 持 分	87
		純 資 産 の 部 合 計	131,691
		負債及び純資産の部合計	8,679,004

連結損益計算書

2022年4月1日から2023年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		98,052
資金運用収益	47,481	
貸出金利	37,534	
有価証券利息配当金	8,037	
預け金利息	750	
その他の受入利息	1,158	
役務取引等収益	42,182	
その他の業務収益	8,104	
その他の経常収益	283	
その他の経常収益	283	
経常費用		68,661
資金調達費用	6,706	
預金利息	5,443	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△29	
売現先利息	75	
債券貸借取引支払利息	19	
借入金利息	0	
その他の支払利息	1,198	
役務取引等費用	26,511	
その他の業務費用	1,659	
営業経費	32,533	
その他の経常費用	1,250	
貸倒引当金繰入額	901	
その他の経常費用	349	
経常利益		29,390
特別損失		359
固定資産処分損失	2	
減損損失	242	
金融商品取引責任準備金繰入額	2	
その他の特別損失	111	
税金等調整前当期純利益		29,030
法人税、住民税及び事業税	9,506	
法人税等調整額	△420	
法人税等合計		9,086
当期純利益		19,944
非支配株主に帰属する当期純利益		12
親会社株主に帰属する当期純利益		19,932

連結株主資本等変動計算書

2022年4月1日から2023年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	31,000	13,625	108,791	153,417
当期変動額				
剰余金の配当			△30,000	△30,000
親会社株主に帰属する当期純利益			19,932	19,932
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	△10,067	△10,067
当期末残高	31,000	13,625	98,723	143,349

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	△5,664	△2,390	△8,054	30	145,392
当期変動額					
剰余金の配当					△30,000
親会社株主に帰属する当期純利益					19,932
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5,745	2,055	△3,689	57	△3,632
当期変動額合計	△5,745	2,055	△3,689	57	△13,700
当期末残高	△11,409	△335	△11,744	87	131,691

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結される子会社及び子法人等 6社
住信SBIネット銀カード株式会社
ネットムーブ株式会社
Dayta Consulting株式会社
株式会社優良住宅ローン
株式会社テミクス・データ
株式会社NEOBANKサービシーズ
 - (2) 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
 - (3) 連結範囲の変更
株式会社テミクス・データ及び株式会社NEOBANKサービシーズは新規設立に伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
 - (2) 持分法適用の関連法人等 1社
JALペイメント・ポート株式会社
 - (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
 - (4) 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。
3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
3月末日 6社
4. のれんの償却に関する事項
のれんについては、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で定額法により償却しております。

会計方針に関する事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。ただし、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
当社並びに連結される子会社の有形固定資産は、主として定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 3年～15年
その他 3年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社で定める利用可能期間（主として5年～7年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 貸倒引当金の計上基準
当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。
5. 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
6. ポイント引当金の計上基準
ポイント引当金は、クレジットカード会員や口座開設者に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

7. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
8. 特別法上の引当金の計上基準
特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。
9. 退職給付に係る会計処理の方法
一部の連結される子会社において、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
10. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
11. 重要なヘッジ会計の方法
金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
また、個別取引毎の繰延ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。
上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。
ヘッジ会計の方法…繰延ヘッジ処理によっている。
ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…その他有価証券（債券）
ヘッジ取引の種類…相場変動を相殺するもの
12. 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理
固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

会計方針の変更

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。この変更による連結計算書類に与える影響はありません。

表示方法の変更

前連結会計年度において「営業経費」として計上していた住宅ローン関連費用等を「役務取引等費用」として計上しております。これは、当社における「役務取引等収益」等の重要性が増していることから、「役務取引等収益」等に対応する費用について収益とより明確に対応させることで経済実態をより一層反映した連結計算書類の開示を行うために表示方法の変更を行ったものであります。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

住宅ローン債権に係る貸倒引当金の計上

1. 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額
当社グループにおける貸出金の残高は6,594,878百万円と多額であり、中でも当社の住宅ローンの残高は5,295,963百万円と総資産8,679,004百万円の61.0%に相当し、重要な割合を占めております。その住宅ローン債権に係る貸倒引当金は2,115百万円（一般貸倒引当金1,652百万円、個別貸倒引当金463百万円）であり、経営成績等に対する影響が大きいと、会計上の見積りに関して重要なものと判断しております。
2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - (1) 算出方法
住宅ローン債権を含む債権に係る貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」「4. 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。
 - (2) 主要な仮定
当社の住宅ローン債権に係る一般貸倒引当金の算出に用いた予想損失率は、1年間の貸倒実績に基づく貸倒実績率の過去の一定期間における平均値を基礎としておりますが、これに将来見込み等必要な修正として景気動向の変動や担保価値の下落の仮定を加味しています。また、新型コロナウイルス感染症による経済への影響は一定期間続くものと想定しておりますが、住宅ローンの商品特性や当社の顧客属性、直近の貸倒実績を鑑み、信用リスクへの影響は引き続き限定的であるとの仮定を置いて貸倒引当金を計上しております。
 - (3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
上記(2)の仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染症を含む経営環境の変化及び景気動向の変動等の影響が変化した場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 179百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,445百万円
危険債権額	831百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	704百万円
合計額	3,981百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	220,674百万円
貸出金	1,331,706百万円
担保資産に対応する債務	
債券貸借取引受入担保金	145,885百万円
借入金	300,000百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金14,243百万円、金融商品等差入担保金58,345百万円、保証金1,647百万円及びデリバティブ取引の差入担保金1,320百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は245,355百万円であります。なお、これらの契約の多くは、任意の時期に無条件で取消可能なものであります。
5. 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む） 1,495百万円

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益87百万円及び持分法による投資利益73百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、株式等売却損258百万円を含んでおります。
3. 「その他の特別損失」は、基幹系システム更改に係る費用であります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計 年度増加株式数	当連結会計 年度減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	150,793	－	－	150,793	
合計	150,793	－	－	150,793	
自己株式					
普通株式	－	－	－	－	
合計	－	－	－	－	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年1月18日 臨時株主総会	普通株式	30,000百万円	198円95銭	2023年1月18日	2023年1月20日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、インターネット専業銀行として市場性・リアルタイム性を重視した円・外貨預金、非対面を中心とする住宅ローンやカードローン等、様々な商品・サービスを簡単かつスピーディな手続で提供するとともに、有価証券等への投資を行っております。これらの事業を通じて、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有するため、金利変動による不利な影響が生じないように、当社グループでは、資産及び負債の総合的管理（以下、「ALM」という。）を行っております。また、ALMの一環として、デリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として貸出金及び有価証券であり、顧客・発行体等の契約不履行によってもたらされる信用リスク等に晒されております。

貸出金は、主として住宅ローンであり、経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

有価証券は、主として国債、地方債、社債等の債券であり、保有目的は満期保有目的の債券もしくはその他有価証券に区分されます。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されており、予想を超える大きな市場変動、金利変動が生じた場合は当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、有価証券には、比較的流動性に乏しい外国債券が含まれています。

デリバティブ取引は、顧客取引のカバー取引として行っている為替予約取引、通貨オプション取引及び金利オプション取引等があります。またALMの一環として、貸出金及び債券に係る金利の変動リスクに対するヘッジ手段として金利スワップ取引を用い、ヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社グループは、当社の信用リスクに関する管理諸規定に従い、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定及び問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの信用管理は各事業部及び審査部署により行われ、リスク管理部署がモニタリングを実施し、取締役会等に定期的に報告を行っております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当社グループは、ALMにより金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する管理諸規定において、リスク管理方法及び手続き等の詳細を明記しており、取締役会において決定されたALMに関する方針に基づき、取引執行部署が有価証券並びに通貨関連及び金利関連のデリバティブ取引を行っております。

これらの取引を含めた金融資産及び負債の金利及び期間分布の状況は、リスク管理部署が日次で総合的に把握し、市場リスク量（バリュー・アット・リスク（以下、「VaR」という。））分析、ギャップ分析及び金利感応度分析等により、規定の遵守状況等のモニタリングを実施し、取締役会等に定期的に報告を行っております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の価格変動リスクについては、リスク管理部署がモニタリングを実施し、取締役会等に定期的に報告を行っております。

(iii) 為替リスクの管理

当社グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに外国為替取引によるカバー取引を行っております。為替の変動リスクについては、リスク管理部署がモニタリングを実施し、取締役会等に定期的に報告を行っております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関するリスクの管理は、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、市場リスクに関する管理諸規定に基づき実施されております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

市場リスクとは「金利、株価、為替の変動により、資産や負債の価値が変動し損失を被るリスク」であり、その管理にはVaR（損失額の推計値）を用いております。VaR算定にあたっては、分散共分散法（保有期間21日、信頼区間99%、観測期間1年（260営業日））を採用しております。

当連結会計年度末現在で当社グループのVaRは、全体で31,486百万円であります。

なお、当社グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施し、リスク計測モデルの信頼性と有効性を検証する体制としております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③流動性リスクの管理

当社グループは、ALMを通じて、適時にグループ全体の資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化及び市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注1）参照）。また、現金預け金、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権（*1）	243,303	243,323	20
(2) 有価証券 その他有価証券	558,589	558,589	—
(3) 貸出金 貸倒引当金（*1）	6,594,878 △2,959		
	6,591,919	6,582,310	△9,608
資産計	7,393,812	7,384,223	△9,588
(1) 預金	7,975,420	7,975,132	△288
(2) 借入金	300,000	298,203	△1,796
負債計	8,275,420	8,273,335	△2,084
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	461	461	—
ヘッジ会計が適用されているもの（*3）	(310)	(310)	—
デリバティブ取引計	151	151	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（*2）その他有価証券・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（*3）ヘッジ対象であるその他有価証券（債券）の相場変動を相殺するためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）を適用しております。

（注）市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は非上場株式179百万円であり、金融商品の時価情報の「資産（2）有価証券」には含まれておりません。非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
買入金銭債権（*）	—	99,559	—	99,559
有価証券				
その他有価証券	174,422	384,166	—	558,589
国債・地方債等	149,840	17,230	—	167,071
社債	—	73,475	—	73,475
その他	24,582	293,460	—	318,042
デリバティブ取引				
金利関連取引	—	7,848	—	7,848
通貨関連取引	—	1,902	—	1,902
資産計	174,422	493,476	—	667,899
デリバティブ取引				
金利関連取引	—	8,168	—	8,168
通貨関連取引	—	1,430	—	1,430
負債計	—	9,599	—	9,599

（*）買入金銭債権は、その他有価証券と同様に会計処理している証券化商品等99,559百万円となります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	143,764	143,764
貸出金	—	—	6,582,310	6,582,310
資産計	—	—	6,726,074	6,726,074
預金	—	7,975,132	—	7,975,132
借入金	—	298,203	—	298,203
負債計	—	8,273,335	—	8,273,335

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

買入金銭債権

買入金銭債権のうち、証券化商品等については、取引金融機関から提示された価格によっており、入手された価格に使用されたインプットに基づきレベル2に分類しております。

その他の取引につきましては、原則として「貸出金」と同様の方法等により算定した価額をもって時価としており、レベル3に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。なお、短期社債は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、市場金利が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いる場合にはレベル3、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

それ以外の有価証券については、取引金融機関等から提示された価格を時価としておりますが、重要な観察できないインプットが用いられている場合にはレベル3、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負 債

預金

預金のうち、要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。当該時価は、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブは店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・パニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。

1. その他有価証券 (2023年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	債券	29,676	29,477	199
	国債	14,761	14,637	124
	地方債	1,134	1,060	74
	短期社債	13,500	13,499	0
	社債	280	279	0
	その他	67,983	67,556	426
	外国債券	57,526	57,137	389
	その他	10,456	10,419	37
	小計	97,660	97,034	626
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券	210,869	219,102	△8,232
	国債	135,079	141,123	△6,044
	地方債	16,095	16,274	△178
	短期社債	—	—	—
	社債	59,694	61,704	△2,009
	その他	349,618	358,456	△8,838
	外国債券	259,685	267,426	△7,740
	その他	89,932	91,030	△1,097
	小計	560,488	577,559	△17,071
合計	658,148	674,593	△16,444	

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
債券	521,924	1,929	1,141
国債	495,172	1,674	1,131
地方債	17,382	237	—
短期社債	—	—	—
社債	9,369	18	10
その他	6,307	87	430
外国債券	2,060	—	171
その他	4,246	87	258
合計	528,232	2,017	1,572

(金銭の信託関係)

その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2023年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	13,657	13,657	—	—	—

(注) 1. 当連結会計年度末において、信託財産構成物に市場価格のある有価証券等は含まれておりません。

2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
経常収益	98,052
うち役員取引等収益	42,182
為替業務	2,486
住宅ローン業務	29,740
その他業務	9,956

(注) 上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 872円74銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 132円18銭

住信 S B I ネット銀行株式会社

独立監査人の監査報告書

第 16 期

自 2022 年 4 月 1 日
至 2023 年 3 月 31 日

有限責任 あずさ監査法人
2023 年 5 月 10 日

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

住信SBIネット銀行株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

畑岡 哲

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

須田 峻輔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住信SBIネット銀行株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

住信SBIネット銀行株式会社
監査役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

畑岡 哲

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

須田 峻輔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住信SBIネット銀行株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

第16期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

計 算 書 類

1. 貸 借 対 照 表
2. 損 益 計 算 書
3. 株主資本等変動計算書
4. 個 別 注 記 表

住信SBIネット銀行株式会社

第 16 期 末 貸 借 対 照 表

2023年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,094,683	預 金	7,977,700
預 け 金	1,094,683	普 通 預 金	5,856,904
買入金銭債権	239,325	定 期 預 金	1,786,215
金 銭 の 信 託	13,657	そ の 他 の 預 金	334,580
有 価 証 券	568,626	コ ー ル マ ネ ー	48,000
国 債	149,840	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	145,885
地 方 債	17,230	借 用 金	300,000
短 期 社 債	13,500	借 入 金	300,000
社 債	59,975	外 国 為 替	1,533
株 式	10,037	未 払 外 国 為 替	1,533
そ の 他 の 証 券	318,042	そ の 他 負 債	72,053
貸 出 金	6,606,594	未 決 済 為 替 借	9,908
証 書 貸 付	6,490,815	未 払 法 人 税 等	6,542
当 座 貸 越	115,778	未 払 費 用	2,325
外 国 為 替	7,102	前 受 収 益	524
外 国 他 店 預 け	7,102	先 物 取 引 受 入 証 拠 金	25,173
そ の 他 資 産	115,501	金 融 派 生 商 品	9,599
未 決 済 為 替 貸	12,954	そ の 他 の 負 債	17,980
前 払 費 用	1,778	賞 与 引 当 金	424
未 収 収 益	6,035	ポ イ ン ト 引 当 金	952
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	14,243	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	52
金 融 派 生 商 品	9,750	特 別 法 上 の 引 当 金	9
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	58,345	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	9
そ の 他 の 資 産	12,392	負 債 の 部 合 計	8,546,612
有 形 固 定 資 産	3,626	(純資産の部)	
建 物	297	資 本 金	31,000
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	3,328	資 本 剰 余 金	13,625
無 形 固 定 資 産	24,107	資 本 準 備 金	13,625
ソ フ ト ウ ェ ア	20,753	利 益 剰 余 金	98,111
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	3,347	利 益 準 備 金	6,000
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	6	そ の 他 利 益 剰 余 金	92,111
繰 延 税 金 資 産	6,983	繰 越 利 益 剰 余 金	92,111
貸 倒 引 当 金	△2,604	株 主 資 本 合 計	142,737
資 産 の 部 合 計	8,677,604	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△11,409
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△335
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△11,744
		純 資 産 の 部 合 計	130,992
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	8,677,604

第 16 期 損 益 計 算 書

2022年4月1日から2023年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
経常収益		94,044
資金運用収益	47,329	
貸出金利	37,415	
有価証券利息配当	8,037	
預け金の利息	750	
その他の受入利息	1,125	
役務取引等収益	39,051	
受入為替手数料	2,486	
その他の役務収益	36,565	
その他の業務収益	7,485	
外国為替売買益	2,595	
国債等債券売却益	1,929	
金融派生商品収益	2,654	
その他の業務収益	305	
その他の経常収益	178	
株式等売却益	87	
その他の経常収益	90	
経常費用	65,008	
資金調達費用	6,693	
預金利息	5,443	
コールマネー利息	△29	
売現先利	75	
債券貸借取引支払利息	19	
借入金利息	0	
金利スワップ支払利息	1,182	
その他の支払利息	2	
役務取引等費用	26,554	
支払為替手数料	2,138	
その他の役務費用	24,415	
その他の業務費用	1,418	
国債等債券売却損	1,313	
その他の業務費用	105	
営業経常費用	29,604	
その他の経常費用	738	
貸倒引当金繰入額	394	
株式等売却損	258	
金銭の信託運用損	9	
その他の経常費用	74	
経常利益		29,035
経常損失		359
固定資産処分損失	2	
減損損失	242	
金融商品取引責任準備金繰入額	2	
その他の特別損失	111	
税引前当期純利益		28,676
法人税、住民税及び事業税	9,048	
法人税等調整額	△263	
法人税等合計		8,785
当期純利益		19,890

第 16 期 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

2022年4月1日から2023年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	31,000	13,625	13,625	—	108,220	108,220	152,846
当期変動額							
剰余金の配当				6,000	△36,000	△30,000	△30,000
当期純利益					19,890	19,890	19,890
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	6,000	△16,109	△10,109	△10,109
当期末残高	31,000	13,625	13,625	6,000	92,111	98,111	142,737

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△5,664	△2,390	△8,054	144,792
当期変動額				
剰余金の配当				△30,000
当期純利益				19,890
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△5,745	2,055	△3,689	△3,689
当期変動額合計	△5,745	2,055	△3,689	△13,799
当期末残高	△11,409	△335	△11,744	130,992

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。ただし、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～15年
その他	3年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年～7年）に基づいて償却しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード会員や口座開設者に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 金融商品取引責任準備金

金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、個別取引毎の繰延ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

7. 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等は前払費用に計上し、5年間で均等償却を行っております。

会計方針の変更

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。この変更による計算書類に与える影響はありません。

表示方法の変更

前事業年度において「営業経費」として計上していた住宅ローン関連費用等を「その他の役員費用」として計上しております。これは、当社における「役員取引等収益」等の重要性が増していることから、「役員取引等収益」等に対応する費用について収益とより明確に対応させることで経済実態をより一層反映した計算書類の開示を行うために表示方法の変更を行ったものであります。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

住宅ローン債権に係る貸倒引当金の計上

1. 当事業年度に係る計算書類に計上した額

当社における貸出金の残高は6,606,594百万円と多額であり、中でも住宅ローンの残高は5,295,963百万円と総資産8,677,604百万円の61.0%に相当し、重要な割合を占めております。その住宅ローン債権に係る貸倒引当金は2,115百万円（一般貸倒引当金1,652百万円、個別貸倒引当金463百万円）であり、経営成績等に対する影響が大きいと判断しております。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

住宅ローン債権を含む債権に係る貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「5. 引当金の計上基準(1) 貸倒引当金」に記載しております。

(2) 主要な仮定

当社の住宅ローン債権に係る一般貸倒引当金の算出に用いた予想損失率は、1年間の貸倒実績に基づく貸倒実績率の過去の一定期間における平均値を基礎としておりますが、これに将来見込み等必要な修正として景気動向の変動や担保価値の下落の仮定を加味しています。また、新型コロナウイルス感染症による経済への影響は一定期間続くものと想定しておりますが、住宅ローンの商品特性や当社の顧客属性、直近の貸倒実績を鑑み、信用リスクへの影響は引き続き限定的であるとの仮定を置いて貸倒引当金を計上しております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

上記(2)の仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染症を含む経営環境の変化及び景気動向の変動等の影響が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 10,037百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 2,341百万円

危険債権額 780百万円

三月以上延滞債権額 一百万円

貸出条件緩和債権額 704百万円

合計額 3,826百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 220,674百万円

貸出金 1,331,706百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 145,885百万円

借入金 300,000百万円

また、その他の資産には、保証金1,609百万円及びデリバティブ取引の差入担保金1,320百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は270,955百万円であります。なお、これらの契約の多くは、任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

5. 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む） 1,327百万円

6. 関係会社に対する金銭債権総額 39,902百万円

7. 関係会社に対する金銭債務総額 15,387百万円

8. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、6,000百万円であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益	
資金運用取引に係る収益総額	221百万円
役務取引等に係る収益総額	2,252百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	325百万円
2. 関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	2,000百万円
役務取引等に係る費用総額	847百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	860百万円
3. 「その他の特別損失」は、基幹系システム更改に係る費用であります。	

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。

1. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(2023年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	10,010
関連法人等株式	27
合計	10,037

(注) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、市場価格のない株式であります。

2. その他有価証券(2023年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	債券	29,676	29,477	199
	国債	14,761	14,637	124
	地方債	1,134	1,060	74
	短期社債	13,500	13,499	0
	社債	280	279	0
	その他	67,983	67,556	426
	外国債券	57,526	57,137	389
	その他	10,456	10,419	37
	小計	97,660	97,034	626
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券	210,869	219,102	△8,232
	国債	135,079	141,123	△6,044
	地方債	16,095	16,274	△178
	短期社債	—	—	—
	社債	59,694	61,704	△2,009
	その他	349,618	358,456	△8,838
	外国債券	259,685	267,426	△7,740
	その他	89,932	91,030	△1,097
	小計	560,488	577,559	△17,071
合計		658,148	674,593	△16,444

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
債券	521,924	1,929	1,141
国債	495,172	1,674	1,131
地方債	17,382	237	—
短期社債	—	—	—
社債	9,369	18	10
その他	6,307	87	430
外国債券	2,060	—	171
その他	4,246	87	258
合計	528,232	2,017	1,572

(金銭の信託関係)
 その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2023年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	13,657	13,657	—	—	—

- (注) 1. 当事業年度末において、信託財産構成物に市場価格のある有価証券等は含まれておりません。
 2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)
 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
その他有価証券評価差額金	5,227百万円
繰延ヘッジ損失	890
貸倒引当金	579
未払事業税	352
ポイント引当金	291
賞与引当金	130
関係会社株式償却	98
その他	446
繰延税金資産小計	8,016
評価性引当額	△98
繰延税金資産合計	7,917
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△191
繰延ヘッジ利益	△742
繰延税金負債合計	△934
繰延税金資産の純額	6,983百万円

(収益認識関係)
 連結注記表と同一であるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)	
1株当たりの純資産額	868円68銭
1株当たりの当期純利益金額	131円90銭

第16期 (2022年4月1日から) 附属明細書
(2023年3月31日まで)

2023年4月26日作成

2023年6月5日備付

東京都港区六本木一丁目6番1号

住信SBIネット銀行株式会社

代表取締役社長 円山 法昭

1 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加高	当期 減少高	当期末 残高	当期末償 却累計額	当期 償却額	差引当期 末残高
有形固定資産							
建物	-	-	-	495	198	30	297
建設仮勘定	-	-	-	-	-	-	-
その他の有形固定資産	-	-	-	4,457	1,129	482	3,328
有形固定資産計	-	-	-	4,953	1,327	513	3,626
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	39,732	18,979	5,435	20,753
ソフトウェア仮勘定	-	-	-	3,347	-	-	3,347
その他の無形固定資産	-	-	-	7	1	0	6
無形固定資産計	-	-	-	43,088	18,980	5,435	24,107

- (注) 1. 有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加高」及び「当期減少高」の記載を省略しております。
2. 償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

(2) 引当金

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	計上理由 及び算定 方法
			目的使用	その他		
貸倒引当金	2,304	2,604	94	2,210	2,604	注2
賞与引当金	540	424	540	-	424	
ポイント引当金	764	952	-	764	952	注3
睡眠預金払戻損失引当金	51	52	-	51	52	注4
金融商品取引責任準備金	6	2	-	-	9	
計	3,666	4,037	634	3,025	4,043	

- (注) 1. 計上の理由及び金額の算定方法は、個別注記表 重要な会計方針「5. 引当金の計上基準」に記載しております。
2. 貸倒引当金の当期減少額のうち、その他2,210百万円は、洗替による取崩額であります。
3. ポイント引当金の当期減少額のうち、その他764百万円は、洗替による取崩額であります。
4. 睡眠預金払戻損失引当金の当期減少額のうち、その他51百万円は、洗替による取崩額であります。

(3) 営業経費

(単位：百万円)

区分	金額
役員報酬	221
給料・手当	4,226
福利厚生費	769
減価償却費	5,948
土地建物機械賃借料	572
営繕費	6
消耗品費	496
給水光熱費	44
旅費	9
通信費	937
広告宣伝費	2,395
諸会費・寄付金・交際費	53
租税公課	1,878
外注費	10,047
預金保険料	822
その他	1,172
計	29,604

2 事業報告に関する事項

(1) 会社役員の兼職の状況

事業報告「2 会社役員に関する事項(1) 会社役員の状況」及び「3 社外役員に関する事項(1) 社外役員の兼職その他の状況」に記載しているため、記載を省略しております。

(2) その他の重要な事項

該当ありません。

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等及び会計監査人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施致しました。

① 取締役会その他重要な会議に直接又はオンライン形式等で出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役2名が子会社の監査役を兼職している子会社についてはこれら兼職している常勤監査役が当該子会社の監査役として当該子会社の取締役会に出席するほか、その他の子会社も含め子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び執行役員等並びに有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類

(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月15日

住信SBIネット銀行株式会社 監査役会

常勤監査役

藤田俊晴 

常勤監査役

石崎敏郎 

監査役

日高真理子 

監査役

岩下直行 

(注) 監査役 藤田俊晴、監査役 石崎敏郎、監査役 日高真理子、監査役 岩下直行は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

